

## 不正軽油に対する罰則

項目	拘禁刑	罰金刑	倍数刑	法人重科
検査拒否等の罪  (第144条の12・第144条の39)	1年 以下	50万円 以下	—	—
製造等の承認を受ける義務違反の罪 (未承認混和・製造)  (第144条の33①、⑥)	10年 以下	1000万円 以下	—	3億円 以下
製造等の承認を受ける義務違反の罪 (未承認譲渡・消費)  (第144条の33④)	2年 以下	100万円 以下	—	—
いわゆる供給者罰則  (第144条の33②、⑥)	7年 以下	700万円 以下	—	2億円 以下
いわゆる不正軽油等譲受罪(購入者罰則)  (第144条の33③、⑥)	3年 以下	300万円 以下	—	1億円 以下
脱税犯  (第144条の41①、②、④)  (第144条の41⑤、⑥)	10年 以下  5年 以下	1000万円 以下  500万円 以下	1倍罰	—
不正受還付罪  (第144条の41③、④)	10年 以下	1000万円 以下	1倍罰	—

- (注) 1. 脱税犯については、脱税額が罰金刑の上限を超える場合には、その上限にかかわらず、罰金の額をその脱税額以下とすることが認められており、「1倍罰」とは、罰金の額を脱税額(の1倍)以下とすることをいう。
2. 「法人重科」とは、法人の業務に関し、代表者その他の従業員が違法行為を行った場合、その行為者を罰するとともに、法人に対して、行為者よりも高額の罰金を科することをいう。